

## 監査報告書

2025年5月13日

学校法人 成蹊学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 成蹊学園

監事 是永 和夫

監事 池谷 幹男

監事 宮本 健悟

私たち学校法人成蹊学園（以下「当学園」という。）の監事は、私立学校法附則第4条に従い（旧）私立学校法第37条第3項第1号から第3号まで（財産目録は私立学校法第104条第1項及び私立学校法施行規則第43条第2項）の規定及び（旧）学校法人成蹊学園寄附行為第21条（財産目録は学校法人成蹊学園寄附行為第68条第1項）の規定に基づき、当学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。その結果を以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法

- (1) 理事会及び評議員会その他重要会議に出席するほか、理事及び各業務担当責任者から定期的又は必要に応じて業務の報告又は説明を受け、重要な書類の閲覧等を行いました。
- (2) 毎月の資金収支及び事業活動収支について財務担当者から必要な報告又は説明を受けるとともに、会計監査人（EY 新日本有限責任監査法人）から監査状況の報告又は説明を受け、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、並びに財産目録につき必要と思われる監査手続きを実施しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及び財産目録は、当学園の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上